

住宅リフォーム(ブロック塀等撤去工事)支援事業補助金交付申請留意事項

※必ずお読みになり、確認しましたら右へチェックを入れてください。

●補助金申請者確認欄

	確認項目	チェック
1	「すぐにリフォームしなければ建物が危ない」などの勧誘には気を付けてください。	
2	業者の選定、契約、工事監理に関しては申請者の自己責任で行ってください。	
3	工事内容等について不明な点がある場合は電話連絡をしますので、必ず連絡が取れる電話番号を申請書に記入してください。	
4	交付申請・着手・実績報告において書類の不備や提出遅れがある場合、要綱第15条及び第16条の規定により補助金の取り消しや返還となる場合があります。	
5	当補助金は、国の補助金を活用しているため、補助金交付に係る書類の写しを関係機関(国・県等)に提出する場合がありますので予めご了承ください。	
6	虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金返還請求書(様式第14号)により、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じます。	
7	介護保険法による居宅介護住宅改修費の支給を受けておりません。 (支給限度額を超える工事を行う場合は除く)	
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による住宅改修費の支給を受けておりません。 (支給限度額を超える工事を行う場合は除く)	
9	補助を受けようとする工事について、国、県又は市の他の制度による補助又は扶助(当該補助又は扶助の対象外となる工事を除く)を受けておりません。	

上記の、内容を全て理解し、偽りが無いことを誓約いたします。

年 月 日

申請者署名(自署):

●施工業者確認欄

	確認項目	チェック
1	沖縄市住宅リフォーム支援事業は、国の補助金を活用している為、補助金交付に関係する書類の写しを国・県へ提出する場合がありますので予めご了承ください。	
2	交付申請・着手・実績報告において書類の不備や提出遅れがある場合、要綱第15条及び第16条の規定により補助金の取り消しや返還となる場合があります。	
3	補助金申請の代行について、無資格者が報酬を得て事務手数料を施主に請求することは違法です。 【行政書士法・第十九条(業務の制限)】行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるか問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。	
4	虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金返還請求書(様式第14号)により、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じます。	

上記の、内容を全て理解し、偽りが無いことを誓約いたします。

年 月 日

施工業者署名(自署):